## マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 2.25 第一審判決言渡し

個人番号制度は、プライバシー権・自己情報コントロール権や人格権を侵害するものであり、 憲法第 13 条に違反するとして、原告らは個人番号の利用差止等を求めています。

2015年12月1日の第一次提訴、2016年3月24日の第二次提訴から4年の歳月と17回の口頭弁論を重ね、東京訴訟の第一審は2019年12月2日に結審しました。

いよいよ判決が言い渡されます。多くの方の参加・傍聴を呼びかけます。

- ●日時 2020年2月25日(火曜日)13時30分判決言渡し
- ●場所 **東京地方裁判所**(裁判所合同庁舎) **1階 103号法廷**(約100人傍聴可)
- ●交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分
- ●スケジュール
- ・13時15分 ミニ説明東京地裁103号法廷脇の待ち合わせスペースで判決前のミニ説明を行います。
- ・13時30分 判決言渡し 直接、東京地裁103号法 廷にお越し下さい(傍聴券 交付の予定はありません)。
- ・終了後 報告集会会場で待機 となりの**弁護士会館10階 1002会議室に移動**。
- ・14時30分~ 報告集会 弁護団が判決の内容をわか りやすく解説します。
- ・16時00分~ 記者会見 裁判所2階の司法記者会で記者会見を行います(部屋が狭いため傍聴はできません)。
- ★裁判・報告集会は、どなたでも傍聴・参加できます。この問題に関心を寄せる方の傍聴・参加を呼びかけます。
- ※原告敗訴の場合、集会会場で控訴委任状に署名・押印します。原告の方は必ず認印(スタンプ印不可)をお持ちください。控訴費用は口座振込とし、会場で現金の受渡しは行いません。
- ※控訴できるのは、第一審の原告のみです。原告以外の方は控訴人になれません。
- ●お問い合わせ

マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団

電話 03-3586-3651 (東京合同法律事務所 担当弁護士:瀬川)

